2026 年 11 月６日

日 EU 合同金融規制フォーラム第７回会合における共同声明（仮訳）

日 EU 合同金融規制フォーラム第７回会合は、2026 年 11 月４日及び５日に東京で開催された。参加者は、日本、EU、そして世界の市場動向や金融安定上のリスクについて議論した。また、参加者はサステナブルファイナンスやデジタル金融、AI、サイバーセキュリティ、銀行・保険セクター、資本市場に関連する事項を含む、幅広い規制・監督上の課題についても意見交換を行った。参加者は、国際的に合意された基準及び国際フォーラムにおける継続的な多国間協力の重要性を強調した。

日 EU 合同金融規制フォーラムは、尾﨑有金融庁国際総括官及びアレクサンドラ・ジュール=シュレーダー欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局次長が共同議長を務めた。本フォーラムには、金融庁及び欧州委員会に加え、欧州中央銀行（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）及び単一破綻処理委員会（SRB）の幹部が参加した。

参加者は、インフレーション、市場環境の変化、AI を巡る期待の見直し及び不確実な世界経済の見通しに係るリスクに留意しつつ、最近のマクロ経済及び金融安定の動向について議論した。参加者は、脆弱性をモニタリングし、地政学的な動向を含む金融安定への潜在的リスクを軽減するため、国際組織を通じたものを含め、緊密な意見交換の継続が重要であることを強調した。

サステナブルファイナンスに関し、トランジション・ファイナンスやサステナビリティ報告に関する進捗が共有された。金融庁は、トランジション・ファイナンスに関する最近の政策の進展、及び戦略に焦点をあてた人的資本開示に関する指針について説明した。欧州連合（EU）側は、サステナブルファイナンスの枠組みをより効果的かつ利用しやすくするための最近の簡素化措置に加え、相互運用性に関する作業を含む、EU 域内で重要な事業を行う一定の域外企業向けの今後のサステナビリティ報告基準に関する作業状況について説明した。参加者は、トランジション・ファイナンスやサステナビリティ開示へのアプローチの比較、各法域における実施状況から得られた知見の共有を含め、サステナブルファイナンスに関する二国間及び多国間フォーラムにおける継続的な協力並びに意見交換の重要性を再確認した。

デジタル金融、AI 及びサイバーセキュリティ分野に関し、参加者は、暗号資産、ステーブルコイン及びトークン化の進展、金融サービスにおける AI の活用、並びにサ

イバーセキュリティ及びレジリエンスに対する脅威の高まりについて意見交換した。金融庁は、デジタル金融に関する最近の動向及び金融セクターにおける責任ある健全な AI 活用の促進に向けた取組について説明した。また、AI 技術の進展を踏まえた新たなサイバーリスクへの対応に関する最近の取組についても共有した。欧州委員会は、暗号資産市場規制（MiCA）の実施状況及び最近終了した公開協議における主要論点について報告した。参加者は、金融サービスにおける AI の活用が、市場の安定を維持しつつ、安全かつ透明に行われることを確保するための責任あるイノベーションの重要性、及びフロンティア AI によって金融セクターが直面するサイバー脅威が変化している状況を踏まえたサイバーレジリエンスの重要性を強調した。また、二国間並びに G7、G20 及び金融安定理事会（FSB）などの多国間フォーラムにおいて、規制・監督上の協力を継続する必要性を確認した。参加者は、G7 等の多国間フォーラムにおいて共同で進められている取組を補完するものとして、金融サービス分野の経済的強靱性及び経済安全保障に関する戦略的協調の重要性を認識した。

保険分野では、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会議長である三好敏之金融庁金融国際審議官が、IAIS における最近の国際的取組の進展について説明し、保険資本基準（ICS）の実施状況及び保険セクターの構造変化がもたらす監督上の含意について報告した。欧州委員会は、ソルベンシーII 見直しや自然災害に関する取組の進捗を含む、EU の政策動向を報告した。金融庁は、再保険実務やオルタナティブ資産への投資の進展を踏まえ、リスク管理及びガバナンス体制の強化に向けた最近の監督上の対応について説明した。また、経済価値ベースのソルベンシー規制の実施状況及びその枠組みの下で得られた初期的な知見についても説明した。

参加者は、EU と日本におけるバーゼルⅢ改革の最終要素の実施に関する進捗をレビューし、日本がすでに完全実施していることを認識した。参加者は、法域横断的にバーゼルⅢ枠組みを完全、適時かつ整合的な形で実施することの重要性を再確認するとともに、その実施に伴う進展について議論した。欧州委員会は、EU における銀行の競争力強化に関する取組について説明した。参加者は、11 月５日午前に単一破綻処理委員会（SRB）と金融庁との間で開催された破綻処理制度に関するワークショップの主要な成果についても議論した。

資本市場の分野に関し、参加者は、両法域の政策動向について意見交換した。金融庁は、成長資金を供給する金融機関及び市場の機能強化、コーポレートガバナンス改革の推進、並びに、アセットオーナーの機能強化、資産運用サービスの高度化及び安定的な資産形成の支援によって家計が経済成長の果実を享受できる環境整備を目指す「成長投資を促進するための金融戦略」について説明した。欧州委員会は、現在立法手続が進められている市場統合・監督パッケージ（MISP）の進展を含む EU 貯蓄・投資同盟（SIU）について報告した。欧州委員会は、SIU が投資家リターンの向上や欧州

企業への資金供給にとっての中核的な柱であり、より深い市場統合を通じて EU の競争力、強靭性及び戦略的優先目標の達成を促進するものであることを強調した。欧州委員会は、ファンドセクターの改革についても報告した。参加者は、システミックリスクのモニタリング及び対応のための可能な措置を含め、ノンバンク金融仲介（NBFI）に関する最近の規制動向についても意見交換した。

参加者は、引き続き、これらのトピック及び相互に関心のある他の分野について緊密に意見交換していくことに合意し、2027 年にブリュッセルで開催予定の次回フォーラム会合に向けて準備していくこととなった。

（背景）

日 EU の金融規制協力は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の金融規制に関する規制協力に関する附属書８-A」に基づいている。この付属書は、2022 年 3 月に金融庁及び欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（DG FISMA）によって採択された「日 EU 経済連携協定附属書８-A に基づく金融規制に関する日 EU 協力の実施のための実務的取決めを定める枠組み」によって補完されている。これらの取決めは、日 EU 合同金融規制フォーラムの開催や参加者間の情報交換などに関するものである。

金融規制協力の目的は、金融の安定、公平かつ効率的な市場、及び、投資家・預金保険者・保険契約者あるいは金融サービス提供者がフィデューシャリー・デューティーを負う者の保護を、さらに強化するために、二国間及び国際機関において活動することとされている。日 EU 合同金融規制フォーラムは、金融庁と欧州委員会との間の議論のための主要なプラットフォームであり、毎年開催されている。ECB、欧州監督者機構及び SRB は、本フォーラム内の議論に定期的に参加している。

欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局及び日本金融庁は、IPSF に参加している。IPSF は、環境面で持続可能なファイナンスを目指して、情報交換や関係する政策協調の努力を促進するものとなっている。IPSF は、タクソノミー、基準及びラベル、開示といった、投資家が世界的なグリーン投資機会を識別しかつ獲得するための基盤となるイニシアティブに焦点を当てている。

2019 年 10 月 11 日、金融庁と SRB は、再建・破綻処理に関する協力枠組みに合意した。